

議案第123号 平成28年度那覇市一般会計補正予算(第5号)に対する附帯決議

文化財課における不適正な事務処理問題は、昨年12月に発覚し、3月の記者会見での公表以来、本会議及び委員会において度重なる審議が行われてきた。過去15年間にわたり14件もの未刊行物が確認されたことは前代未聞のことであり、多くの議員から、経緯の検証や責任の所在、再発防止策等について厳しい指摘が相次いだ。特に、議会及び市民に対する迅速な情報公開や説明が不十分であり、その対応が不信感を増幅させる要因であったことは否めない。

未刊行物が印刷業者との調整を経て刊行されるに至るも、内1件が債権整理により約240万円の実損となったことに加え、今回の補正における返還金4,527千円の計上は、事実上の市民負担となるもので容認し難いところである。しかしながら、国の補助金という性質上、返還が遅れた場合における延滞金、加算金の支払いは更なる市民負担につながることから、一日も早い返還が望ましいと考える。

このような状況に鑑み、議案第123号 平成28年度那覇市一般会計補正予算(第5号)中、埋蔵文化財発掘調査報告書の未刊行にかかる補助金返還金について、以下の点を強く要望する。

- 1 職員の教育を強化し、徹底した再発防止策を講ずること
- 2 今回の文化財課における問題について、一連の事務・会計処理が図られた時点で、市民との信頼回復の観点から、市民への十分な説明責任を果たすこと
- 3 市政に係る重要な案件については、議会及び市民に対し、迅速な情報公開と十分な説明を行うこと

以上、決議する。

平成28年(2016年)12月22日

那覇市議会

あて先 那覇市長